

下関市消費者安全確保地域協議会設置要綱
(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3の規定に基づき、下関市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 下関市内における消費生活上特に配慮を要する高齢者及び障がい者等の見守りその他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号のいずれかの関係機関に属する者で構成する。

(1) 法第11条の3第1項の規定に基づくもの（別表1）

(2) 法第11条の3第2項の規定に基づくもの（別表2）

2 協議会には会長を置き、下関市市民部生活安全課長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 協議会の庶務は、下関市市民部生活安全課において処理する。

(協議会の役割)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う。

2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、消費者被害の早期発見に努め、被害を発見又は予見したときは、速やかに協議会内の適切な構成員に情報提供することとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、全体会議（構成員のうち会長が指定する者が参加する会議をいう。）と担当者会議（構成員のうち見守り等の対象となる者に関わる者のみが参加する会議をいう。）により構成し、必要に応じて開催するものとする。

2 会議は、会長が招集する。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員ではない者を会議に出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(全体会議の所掌事項)

第6条 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の区域内で発生している消費者被害の状況及び傾向に関する調査並びに分析に関すること
- (2) 見守り等の事例の集積及び分析並びに見守り等の課題の検討に関すること

(担当国会議の所掌事項)

第7条 担当国会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 見守り等の実施方法の検討及び方針の決定に関すること
- (2) 見守り等の対象となる者の消費者安全の確保を効果的かつ円滑に図るために必要なこと

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、法第11条の5に規定する秘密保持義務を順守しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| | |
|-----|-----------------------------|
| 1 | 下関警察署生活安全課 |
| 2 | 長府警察署生活安全課 |
| 3 | 小串警察署刑事生活安全課 |
| 4 | 下関市福祉部福祉政策課 |
| 5 | 下関市福祉部生活支援課 |
| 6 | 下関市福祉部長寿支援課 |
| 7 | 下関市福祉部障害者支援課 |
| 8 | 下関市福祉部介護保険課 |
| 9 | 下関市保健部健康推進課 |
| 1 0 | 下関市菊川総合支所市民生活課 |
| 1 1 | 下関市豊田総合支所市民生活課 |
| 1 2 | 下関市豊浦総合支所市民生活課 |
| 1 3 | 下関市豊北総合支所市民生活課 |
| 1 4 | 下関市市民部生活安全課消費生活センター (生活安全課) |

別表 2 (第 3 条関係)

| | |
|---|------------------|
| 1 | 下関市民生児童委員協議会 |
| 2 | 地域包括支援センター |
| 3 | 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 |
| 4 | 相談支援事業所 |
| 5 | 下関市消費者の会 |